



毎月5日発行

M o n t h l y

情報掲示板

社会保険労務士法人のぞみ 税理士法人 のぞみ

TEL0263-34-4488

FAX0263-34-0054

第 187 号

最低賃金改定のお知らせ

最低賃金とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。賃金の最低額を保証することによって、低賃金労働者の労働条件の改善に重要な役割を果たすもので、長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用となります。

★長野県の最低賃金が改正されます

長野県最低賃金（時間額） 948円

令和5年10月1日から適用

（9月30日までは現行の時間給908円です。）

なお、下表に掲げる産業で働く労働者には、産業別最低賃金が適用されます。

産業別最低賃金	時間額	効力発生日
計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	948円	令和5年10月1日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	956円	令和4年12月16日
各種商品小売業 (注)衣・食・住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所であって、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるか判別できない場合が該当します (例：百貨店、デパート、衣食住にわたって小売する総合スーパー、ミニスーパー等)	948円	令和5年10月1日
印刷、製版業	948円	令和5年10月1日